

歴史都市京都における密集市街地・細街路の防災まちづくり情報誌

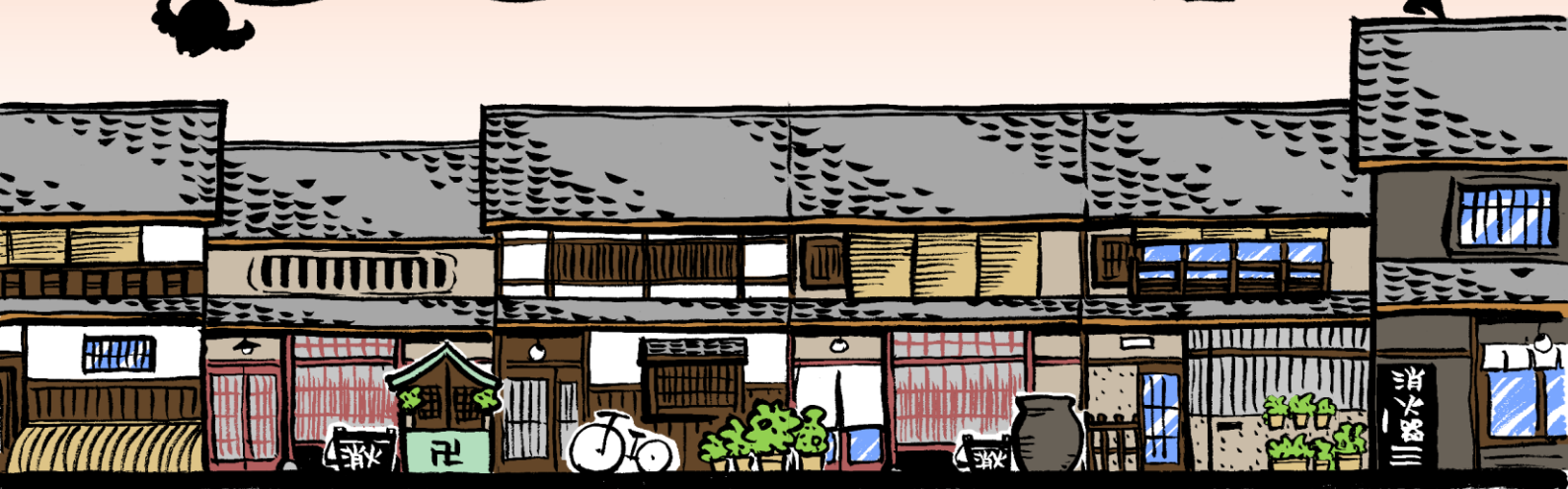
Vol.11

令和2年3月

■編集・発行■

京都市都市計画局
まち再生・創造推進室

ろじマチ通信



まちの安全に向け、防災まちづくりに継続して取り組むために！

＊防災まちづくりの取組開始から8年が経ちました＊

京都市では、地震の際に延焼などの被害が広がる恐れのある旧市街地等を中心に、70地区の密集市街地を選定しています。これらの地域では、特に密集度合いの高い地区を中心に、平成24年度から、地域と行政が連携し、学区単位で地震に備えてまちの安全性を高める「防災まちづくり」の取組を進めています。

取組開始から8年。これまでに19の学区で地域の特性や課題に合わせ、創意工夫による活動が行われています。



情報交換会の様子

＊取組を継続させていくために＊

令和元年9月に開催した防災まちづくりの取組学区間の情報交換会では、地域において取組への関心をいかに継続させるかをテーマに意見交換が行われました。

避難経路の把握や災害初動時の迅速な活動を促すために、路地の入口に路地名を表示した銘板が設置された取組や、防災学習として防災訓練に中学生を参加させている取組などが紹介され、好事例として自分の学区でも取り入れていきたいといった意見が交わされました。

また、上京区聚楽学区、上京区出水学区、右京区御室学区、下京区有隣学区において、3年間の取組を経て策定された防災まちづくり計画が、京都市「路地・まち防災まちづくり計画」に認定されました。

認定式では、各学区から「皆が活動に参加できるよう、今後も話し合える環境を整えていきたい」、「計画策定は今後の活動の新たな始まり。これからの取組が大切。」など、今後の活動への心強い抱負が述べられました。

空き家になったり、建物が除却されたり、まちは常に変化しています。まちの変化や危険箇所を日頃から把握し、地震に備えてできることから改善するなど、防災まちづくりの取組を継続していきましょう。



聚楽、出水、御室、有隣学区の
防災まちづくり計画

2～3ページ 防災まちづくりに取り組まれている全19学区の活動の様子をご紹介します

4ページ わがマチわが路地 火災により焼失した祇園町南側の路地再生の取組をご紹介します

成逸学区 (5年目)

防災まちづくり大賞
消防庁長官賞を受賞する
など、地域ならではの
活動を進められ、自立
した自主防災の取組を
進められています。



正親学区 (5年目)

災害時に安全に避難ができるよう、行き止まり路地には「〇〇路地」、抜け路地には「××小路」と愛称をつけ、路地の入口に銘板を設置されました。

袋路か抜け路地かが一目で分かりやすくなり、また住民の方や小学生から募集した親しみやすい愛称で、路地の周知や防災への意識向上に繋がっております。



柏野学区 (5年目)

災害時の避難に道の管理状況は大きく影響を及ぼします。私道の多い柏野において、避難の際につまずかないよう、老朽化した雨水桝の蓋が取り替えられました。また、新しい蓋には、普段から気を付けてほしい防災まちづくりの活動のポイントを表記し、意識啓発もできるように工夫されています。

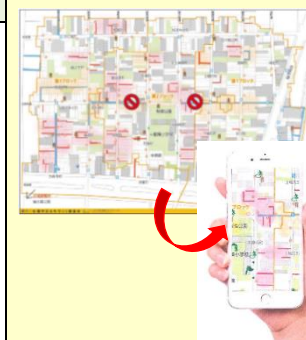


避難時の集合場所を普段から確認しましょう

有隣学区 (4年目)

防災まちづくりマップをウェブ上で位置情報と連動させ、スマホで被災状況を確認しながら避難する防災訓練を実施されました。

刻々と変化する災害時の情報伝達の手段のひとつとして手応えを感じられ、更なる活用方法を検討されています。



聚楽学区 (4年目)

「継続することが大切」と、毎年欠かさず防災まちあるきを実施されています。

また、防災やまちに興味をもってもらうきっかけづくりとして、歴史セミナーも併せて開催されるなど、取組の普及啓発にも力を入れておられます。



御室学区 (4年目)

令和元年度は、地域集合場所の表示板が設置されました。

また、耐震ローラー活動を毎年実施されており、その結果、学区内の数か所で、細街路等に面したブロック塀が改善されるなど、まちの防災性が向上しています。

朱一学区 (6年目)

平成28年度に、朱一小学校の子供たちの意見も踏まえて作成された防災まちづくりマップについて、時を経たまちの変化に合わせ、令和元年度、情報を更新されました。



朱二学区 (7年目)

京都市で第一号となる防災ひろばを整備され、その後も袋路に避難扉を設置されるなど、防災性向上のため、継続して活動されています。



翔鸞学区 (7年目)

チームワークの良さが活動継続の源で、近年は、ブロックごとに、毎年順番にまちあるきを行い、防災上の課題を確認されています。



取組学区の ご紹介



防災まちづくり

取組開始1年目から8年目まで、各学区の状況や課題に応じて、学区単位で地震に備えて、様々な活動が進められています。

出水学区 (4年目)

防災まちづくり計画の実現に向けた第一歩として、令和元年度は、各町内への地域集合場所の表示板の設置に取り組みました。表示板のデザインは、住民の方から募集され、防災訓練の際に行った投票で決定されました。



菊浜学区 (3年目)

福祉の視点も取り入れて活動されており、過去の防災まちあるきでは、車いすや歩行器の体験、認知症の方への声掛け訓練が実施されました。

地域の社会資源や学区外の人を巻き込むなど、“繋がり”を大切にしながら、取組を進められています。



紫野学区 (6年目)

災害時をイメージしながら、避難経路を地図上で確認する災害図上訓練(DIG)を毎年実施するなど、防災を自分事として捉えてもらうよう工夫をされています。



仁和学区 (8年目)

階段への手すり設置や段差を解消するなど、路地や避難経路のバリアフリー化にも取り組まれ、現在もまちあるきを毎年実施されています。



六原学区 (8年目)

令和元年度は、道の安全性向上のため、学区全域で、道に面したブロック塀の総点検を実施されました。

ブロック塀の改善をはじめ、地域の防災性を高める取組を積み上げられています。



梅屋学区 (1年目)

「まずは自分たちから!」と役員の方だけでまちあるきを実施され、学区のことをくまなく把握。令和2年度からこの経験をもとに地域へ取組を広げていかれます。



本能学区 (1年目)

防災まちあるきや防災訓練では、地域の集合場所をテーマに、位置や周囲の安全性について話し合われました。また避難所運営ゲームを行い、住民の皆さんと避難者の対応について議論されました。



教業学区 (2年目)

講師を招いた防災学習会の実施や町別のマップやニュースを発行するなど、積極的に取組を進められています。現在は、防災まちづくり計画の策定に向け、全戸アンケートを実施し、まちの特性や住民の意見をまとめられています。



今熊野学区 (2年目)

令和元年度の防災訓練では、災害時の避難ルート上で不安な箇所とどのような対策が必要かを考える防災作戦ワークショップを開催されました。また、意見交換会など、地域の声を聴取できる機会を多く設けて取組に反映されており、きめ細やかに活動されています。



嵐山学区 (2年目)

地震と水害をテーマに、隔年で防災勉強会を開催されるなど、防災について広く知識を深める取組を進められています。



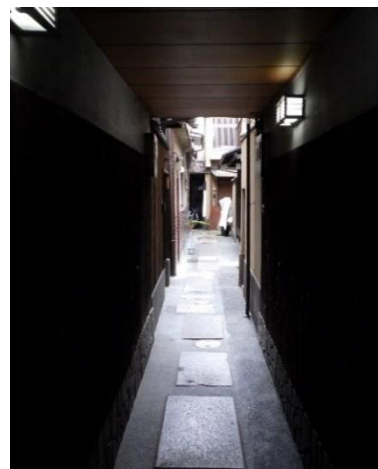


火災により焼失した祇園町南側の路地再生へ

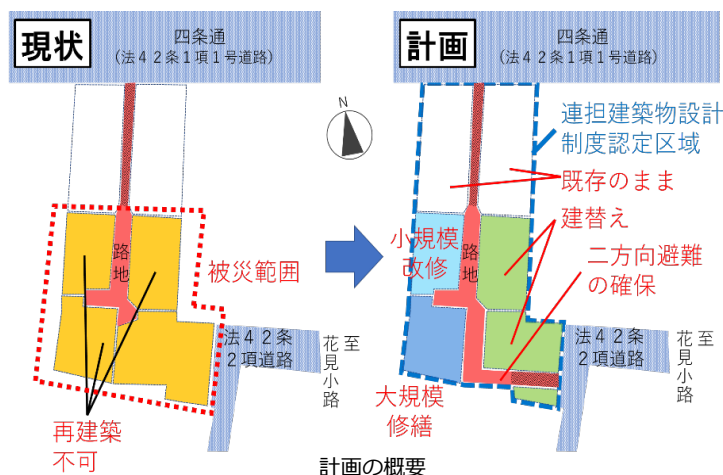
平成30年5月、祇園町南側の細い路地奥の料理店から火災が発生しました。元お茶屋などの京町家が6棟面する風情ある路地で、幸いけが人はありませんでしたが、火元を含む複数の建物が、建替えや大規模修繕を余儀なくされるほどの大きな被害を受けました。

この路地の主な所有者の市村さんは、どのように再建するか悩んだそうです。狭い袋路であるため、建築基準法の接道規定により、火災前と同様に再建することは困難との認識から、複数敷地をまとめて1棟に建て替える案も検討されました。

しかし、それではこの路地自体が失われてしまいます。この辺りは京都の代表的な歴史あるまちですが、風情ある京町家や路地が徐々に姿を消し、ビルに建て替わっています。「京都らしいまちなみを残しながら再建したい」と考えた市村さんは、従来の路地を再生させる方法を検討されました。



現在の路地の様子(四条通側から望む)



そうした中、京町家のスペシャリストである建築士の末川さんの助力を得て、路地空間の再生・京町家保全・二方向避難による安全性確保などを総合的に計画し、市長の認定により再建築を可能とする「連担建築物設計制度」を活用して路地再生の計画を立てることに。

そして、今年の2月に市長の認定を受け、京町家や路地による従来の風情を保ったまま、個々の建物の建替えや大規模修繕を行うことになりました。

市村さんは、「プラハを旅行した際、美しい町並みがきちんと保全されていることに感動しました。その一方、祇園町では、風情ある路地や京町家がビルに替わり、京都らしさが失われていくことに焦りを感じていました。

規制や手間、収益の面を考えると、ビルへの建替えの方が進めやすいですが、路地や町家の保全を通じて、訪れる人に京都の魅力や文化に触れてもらい、また、保全のために必要な技術も次の世代に伝えていきたい。」とお話してくださいました。

この路地は「^{ぎおんゆめみずし}祇園夢見辻子」と名付けられ、令和3年秋以降に新たな姿を見せる予定です。



右 路地の所有者 市村さん
左 建築士 末川さん

連担建築物設計制度とは？

連担建築物設計制度は、建築基準法に基づく認定制度です。区域内の皆さんが協調して建物規模や町並み、安全対策などに関する一定のルールを定めた場合に、京都市長がその計画を認定することで、路地全体を一つの敷地とみなして、接道規定をはじめとする建築基準法の各規程の適用を柔軟化し、路地奥で再建築不可の建物の建替えや大規模修繕等を可能にするものです。個々の建物の建替えや大規模修繕は同時に行う必要はなく、個別のタイミングで行うことができます。

お問い合わせ先：都市計画局建築指導部建築指導課 企画基準係 075-222-3620

